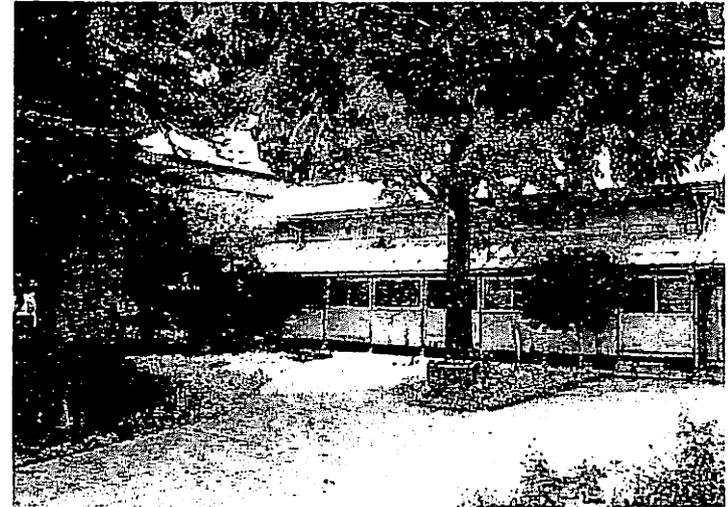


とっとり地域部落史研究 創刊号

ムラのあゆみ 1



下味野部落史研究会





ムラのおゆみ もくじ

一	発刊にあたって はじめに	4
	被差別部落の成立	
二	下味野の成り立ち	6
	(一) 赤池助左衛門伝説	6
	・「因伯大年表」から	
	・某おじいさんの話から	
	(二) 荻原直正の見解	7
	(三) 岡山藩国替え説	8
	(四) 地名辞典の解説から	9
三	江戸時代の村のようす	9
	(一) 「かわた」から「えた」へ	9
	(二) 組合帳	9
	(三) 宗門改帳	10
	(四) 江戸時代の下味野と土地所有	11
	(五) 厳しい請免法	12
		15

13年8月1日
下味野部落史研究会氏寄贈

四 明治以降のようす	16
(一) 分教場の建設と「寛 雄平」	16
・「分教場の建設」	
・「細民部落の開発」	
(二) 公会堂の建設と「上田三蔵」	19
・上田家の経済力	
・活動の転機	
・融和政策の中で	
・建設と竣工	
・公会堂の概要	
・公会堂の果たした役割	
・公会堂と同盟休校	

五 おわりに	28
--------	----

註・出典資料 古文書一覧	29
--------------	----

あとがき

発刊にあたって

山田 剛

一九八六年（昭和六十一）七月、市議員前田俊政さん（元解放同盟鳥取県連合会書記長）に自らの解放運動について語っていただきました。その中で、村の起源（説明板）や神社や公会堂（龍華山徳本阿弥陀寺）が存在する我が村は「ほかの村とはちがうだけなあ」と、熱っぽく誇りをもつて話されました。聞きながら、村中に点在する家屋・石碑・石垣・大樹等に先人の思いが込められていることを感じずにはいられませんでした。

改善事業で村の様子が大きく変わるにより、人々の思いも変わっていくのでは、「此の時期にしっかりと記録を残さねば、後々分からなくなるのでは」と、断片的ではありますが、村の祭り・子どもの遊び・子どもの頃に歌った歌・月々の行事・伝説・伝承等々の資料収集を試みましたが、力不足でその成果をみないまま時が流れました。

一九九九年（平成十一）一月二十日、多くの方々のご支援をいただき、「下味野部落史研究会」の設立総会を下味野隣保館で開催し、鳥取県東部での部落史研究の第一歩を踏み出しました。

身近な我が村に語り継がれてきたたくさんさんの資料（有形・無形）から多くを学び、一人ひとりが心豊かな暮らしに結び付くことが、同和教育の推進力となりすそ野を広げていくことになると思います。

また、村から提出された史料は元より、県下の史料・実践報告を交えながら進められている現在の現状から、部落差別解消への展望を見いだしていきたいものです。

素朴な疑問や地道な研究や情報交換の場としての研究会です。いつでも、だれでも参加できる研究会です。多くの皆様方の交流の場となりますことを願います。

発刊を祝して

鳥取市立下味野隣保館 館長 福田 孝幸

下味野部落史研究会は隣保館を拠点として、地域部落史に関心をもち調査研究活動に熱意のある部落内外の方々が集い、型にはめず同人の会として毎月の合評会を軸に活動を展開しています。

これまで、部落の歴史は画一的な通史として語られることが多く、また差別と貧困という一面的な見方が強調されてきたように思います。部落が違えば歴史も違い、身近な部落がどんな歴史をたどったのかは、当然その史実に基づいて明らかにしていくことが必要かつ重要です。そして、部落史研究は同和教育の実践に生かされるものではなく、その具体的な教材化が大きな課題であります。

このたび二年間の調査研究活動を積み重ねた成果として、差別に抗して生活を切り拓き、たくましく生きてきたムラの人々の歴史をまとめ発刊することになりました。調査研究活動にご尽力いただいた方々、そして「あゆみ」編集に奮闘いただいた方々に心から深く感謝申し上げます。

発刊に寄せて

鳥取県部落史研究会 会長 宇田川 宏

いま、部落史学習の見直しが要請されています。部落の「起源論」の問題、身近な部落史とかけ離れたいわゆる通史学習の反省、相次ぐ学校での差別事象が、その背景にあると思います。実のある見直しが速やかに行われる必要があります。

「下味野部落史研究会」が立ち上げられてから二年余。部落史について一面的な見方や認識しかもっていなかったこと、教育現場での部落史学習に当って身近な部落がたどった「事実」を追及し教材化し得ていなかったことなど、発足時から中心メンバーの一人にその動機を聞いたことがあります。「上田家資料」との出会いはその好機であったかと思えます。県内の三研究組織が、それぞれに「会誌」をもつようになり、いよいよ県内各地からの資(史)料の調査研究と交流のこれらが期待される所であり、私も「鳥取県部落史研究会」も、貴会とほぼ同時期に結成を見たもので未だ浅い歩みですが、永く組織的な取り組みが無かっただけに、新たな研究報告が加わるたびに充実感を味わっています。

会員の拡大や研究の質的向上も当面する課題ですが、たとえ遅々たる歩みであっても、新しい資(史)料的発見が少なくとも、所期の目標に向けて不断の努力をと思えます。なにより研究の遅れが長く偏見を温存させ、真の解放を先送りしてきたという事実を知っているからです。共に相携え、遅れた研究を取戻すべく発表・交流の機会を増やしていけたらと念じます。貴会の活発な調査・研究活動に大いに期待しながら、本会誌の発刊を心よりお慶び申し上げ祝辞と致します。

一 はじめに

同和教育がめざす「自らの置かれている社会的立場の自覚」を深めていく時、いつも疑問や課題となるのは、「被差別部落は、どのようにして成立したのか」ということではないでしょうか。そんな時、私たちはそれを解決するために、他府県の資料等を参考にしながら、自分自身の中に歴史観を構築してきたような気がします。

しかし、それは大きな誤解を生んできました。人々の生き方は、時代や地域によって実に多様です。私たちは、被差別部落の歴史を差別と貧困という狭い視点で考えてはいないでしょうか。今、「部落史の見直し」が、各地ですすめられています。被差別部落は、江戸時代の幕藩体制によってつくられたとされる「近世政治起源説」が疑問視されています。また、経済的な貧困と差別とは関係がないことや、差別の形態に

落の形成について、次のように述べています。

鳥取藩における藩政の確立期は、十七世紀の後半、すなわち明暦・寛文期（一六五五〜一六七二年）とされています。藩政資料の中に、被差別民である皮多^いえた、鉢屋、非人に関する記事が見られるようになるのはこのときからです。明暦三（一六五七）年の家老の日記「万控帳」には「かわた作り高」（かわたの人の耕作面積）の記事がありますが、寛文五（一六六五）年、同七（一六六七）年の「控帳」には「えた」となります。『県史』も「かわたからえたへの呼称の変化、藩内での賤民制度確立過程は寛文期に進められたが、藩が独自の施策方針で進めたのではなく、『公儀御法』に従うという態度で進められたことがこれによって明らか」としています。（中略・詳細後述）

鳥取藩の場合、「かわた」より「えた」へ改称された寛文期に、各種の細工人（手工業者）のある中で、「かわた」といわれた皮革業者を

ついても新しい論議がなされています。

したがって、私たち自身が正しい歴史観を持つためには、まず、身近な地域を出発地点として資料を発掘し、学習を進めていかなければなりません。それにより、さらに自分との関わりをとらえることができ、課題解決に近づけるものと考えます。

その学習資料とするために、今までの研究成果を「あゆみ」として、地域の歴史を可能な限り掲載することにしました。この資料をもとに、部落史学習が進展することを期待します。

被差別部落の成立

一般的に、身分制度の始まりと被差別部落の成立とは同じものにとらえられがちですが、その過程は単純ではありません。また、古代に賤視されていた人達が、そのまま江戸時代の被差別身分に組み込まれたというような、短絡的なものでもありません。

宇田川宏氏⁽²⁾は、鳥取藩における被差別部

幕府の方針にならない、「えた」身分に固定・世襲化、そして居住地を定めて配置したものと考えられます。当時、「かわた」は戦国期などに比べかなり少なくなっており、農耕をしながら、時に皮革に関する仕事もするという「かわた百姓」として生計を立てていたと思われま

出典「共に生きる社会に向かって」鳥取県部落解放研究所

鳥取藩の場合、新たな中世史料が発見されない限り、江戸時代になって被差別部落が成立したという「近世政治起源説」を覆すことはできませんが、「誰を、どのように」という部分についてはっきりしている部落はほとんどなく、また村によってその歴史は様々です。

このように、被差別部落の歴史は多様であり、実に豊かな側面もっています。では、私たちが暮らしている「下味野」には、どのような歴史があるのでしょうか。

二 下味野の成り立ち

(一) 赤池助左衛門伝説

昔、「赤池」という村がありました。場所は服部村のすぐそばで、阿弥陀寺という村の西になります。いつ頃のことか分かりませんが、高波（津波）が押し寄せて、その後、家屋敷を赤池に移したということです。阿弥陀寺のあった所に五輪さんがまつられていたそうです。賽銭が出たこともありません。

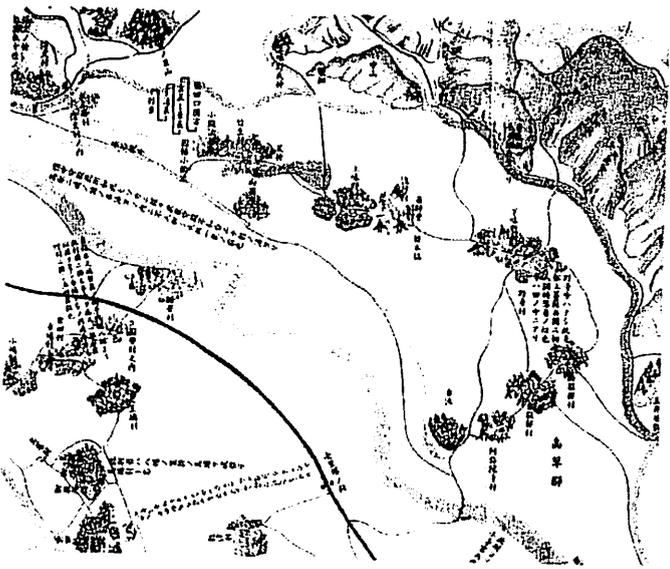
「因伯大年表」から

檜柴竹造（重恕）の「因伯大年表」（天正九年の記）には

吉川経家、密使ヲ吉川元春ニ贈ル。郷士赤池助左衛門、千代川ヲ渡ルニ頭ニ俵ヲ冠フリ水下ニ流レ、閑隙ヲ伺テ上陸シ秀吉ノ重囲ヲ脱ス。

某おじいさんの話から（昭和十八年頃）

赤池助左衛門は、敵の大軍から逃げて、現在の叶付近から千代川をむしろを被って渡り、当部落に着いたといわれます。傷ついた助左衛門は、当部落で亡くなられたそうです。当時の部



寛文大図・倉田八幡宮所蔵・建設省鳥取工事事務所複製(4)

水泳ノ達人ナリ。

と記されています。「赤池」には以前、「赤池助左衛門」という郷士が村の主として住んでいました。天正九（一五八一）年羽柴秀吉の鳥取城攻めの時、この「助左衛門」も殿と籠城しました。城中に食べる物がなくなり、大変困ったので、毛利方に助けを頼もうとしましたが、敵の囲みが固く、道はありませんでした。その時、「助左衛門」が城将の命令で、からの米俵をかぶり千代川を流れ渡って、敵兵をだまして囲みを突破したということです。水泳の達人だったそうです。

郷士赤池助左衛門は、近辺の領主と境を争うこともしばしばであったそうですが、少しも自領を失うことなく、また他の領地をも自分の領地とするなど、たくましく所領を確保していた人だったようです。

落の人々は大変信仰が厚く、浄土真宗を信じ、大変仏を大切にしたいとい、その助左衛門の墓を現在の荒神様のわきに建て、小さな祠ほくらを建てて祀ったと聞いています。「えのき」はその当時もあり、安置場所として選ばれたそうです。祠は老朽化し、昭和十八年頃に建て替えられました。

このような理由から、赤池部落に住んでいた郷士助左衛門が、鳥取城の攻防において毛利方（敵方）についたという事で、一向一揆に参加したものが被差別身分に組み入れられたように、後に差別を受ける身分とされたと思像することもできます。

(二) 荻原直正(五)の見解

荻原直正氏は「その時助左衛門は、鳥取城を救おうとした手柄として、千代川で漁業をする権利が与えられた」と報告しています。後の世

においても、この村は、「渡し役」をしてい
ることから、漁業との関係も考えられます。し
かし渡しの仕事は、この時代において差別的に
見られていたので、そこから身分制度の中に組
み入れられたことも考えられます。

(三) 岡山藩国替え説

三好伊平次(六)は、「鹿野城の亀井氏が津和野
に移されたとき、それに従った人々が被差別部
落を形成した」としています。

鳥取藩においても、池田光政が姫路から国替
えでこの地を治めるようになった段階で、何人
かの職人を連れてきた可能性がります。その
人たちが被差別身分として組み入れたとも考え
られます。故前田俊政氏は、この説をとってお
られました。

戦国領主と「皮多」

戦国領主は、その領国を支配するなかで、皮

細工を生業とする手工業者を城下や川筋などに
住まわせて保護し、下層階級に組み込みました。
牛や馬のなめし革を作る技術はとも高度であ
り、川の水の中にあるバクテリアを利用して皮
なめしをしていました。だから、仕事に便利な
川沿いに住んだのでした。

この仕事は、皮一枚で一年間食べていけるだ
けの収入がありました。よろいや武器を作った
り、太鼓などの材料となるこの仕事は、誰でも
できる仕事ではなく、はじめは差別を受ける仕
事ではありませんでした。したがって、職業が
原因で差別を受けるようになったものではありま
せん。また、村の中の全員がその仕事に従事で
きたのではなく、村の中でも権利を持っていた
家しか関わることはできませんでした。

ただし、鳥取藩の場合は、バクテリアの關係
で皮革の最終処理をできる川がないため、加工
初期の段階で塩漬けにして、播磨(兵庫県)や
摂津(大阪府)に出荷していたようです。

(四) 地名辞典の解説から(七)

下味野の由来は、鴨の一種のトモエガモを
「あじ」と呼び、トモエガモの来る野原を意味
するとか、「あち」は彼方を意味し、彼方の原
野にちなむと伝えられ(因伯地名考)、また古
代民族部団の味野氏に關係するともいわれてい
ます。

下味野は、江戸期から明治二十二(一八八九)
年までの村名です。その当時は、野寺、朝月、
赤池は、下味野本村の枝村とされていました。

三 江戸時代の村のようす

(一)「かわた」から「えた」へ

藩政資料における「かわた」の初見は、明暦
三(一六五七)年三月の「万控帳」で、内容は、
「田嶋かわたへ、度重なる刑罰時の費用を、収
納のうちから加損米の形でつかわすように」と

いうものです。この田嶋かわたは赤池の分村と
されています。司法体制の確立にもなつて、
城下の近くに強制的に移住させられたものと考
えられます。

「えた」の初見については、鳥取藩の藩政資料
の寛文五(一六六五)年四月十八日の記事に見
ることが出来ます。この出来事の内容とは、葬
儀に際し「善の綱」の得分をめぐって出家(僧
職)とえたとの間に争論が生じ、両者がその裁
決を求めて藩へ訴訟を起こしたというものです。
その裁決に当たっては、鳥取藩だけの意向だけ
では解決できなかったため、当時の寺社奉行吉
村清左右衛門が幕府寺社奉行へ決裁の方針を伺っ
ています。そのとき幕府から送られた三通の書
簡の中に、訴訟の決裁のみならず、賤民身分統
制に関する幕府の方針が示されていたのではな
いかとされています。(八)

このように、鳥取藩ではこの時期に、「皮多」
から「えた」という呼称に変わったと考えられて
います。

鳥取藩におけるかわたは、えた頭「孫次郎」の支配を受けていました。『鳥府志』^九は「孫次郎」について、「孫次郎」は人名ではなく役職であると説明しています。脇差しも許されており、えた頭・革多惣頭に相当します。孫次郎は手下を使って、刑罰時の御用（手伝い）を勤めていたのです。

(二) 組合帳(一〇)より

次の資料は、嘉永二(一八四九)年の下味野村の「組合帳」です。(一)

五人組の「組合帳」は村ごとにつくられ、各人の捺印を行って在方役所へ差し出されました。えたその他の身分の場合は、本村のものとは必ず別帳に仕立てられることになっていました。五人組とは幕府が全国の村落に実施させた組織で、租税収納の保証や村の治安を維持するために連帯責任をとらせた仕組みです。

一 竈敷 五拾四軒 高草郡下味野村えた

内

組頭八人 二組

組合 与十郎 年行司 浅治郎

組合 頭廻し 伝 助 彦三郎

組合 富三郎 常十郎

組合 与八郎 仁左衛門

組内四拾六人 八組

与十郎組内

組合 (常左衛門 弥助 孫七 同人諸込弥三郎 同人諸込八三郎 友七 助三郎 孫三郎)

浅治郎組内 同人諸込万太郎

組合 弥七 常三郎 己三助

組合 佐助 久五郎 惣七 同人請籠なし

出奉公人直十郎

伝助組内 同人諸込弥左衛門

以上

組合 源三郎 弥平 長助
源四郎 惣右衛門 藤藏
彦三郎組内 同人請八三郎

組合 弥七郎 市郎右衛門 久治郎
同人諸込源五郎

長三郎 龜七 千藏
同人諸込八左衛門

常十郎組内 仁平次 助三郎 久米十郎

組合 直助 助次郎
同人請伝治郎

与八郎組内

組合 龜三郎 弥三郎 孫十郎
常左衛門 長助 龜十郎

富三郎組内 与七郎 友三郎 源治郎

組合 同人請甚兵衛母

惣十郎 喜平次 平兵衛
仁左衛門組内 同人請籠なし
出奉公人友治郎

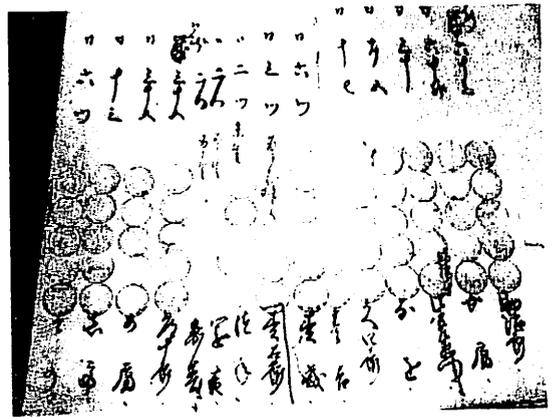
組合 久七 伝三郎 安兵衛
伊三郎 平十郎

同人諸込只右衛門

(三) 宗門改帳(一一)より

寛永十四(一六三七)年、九州でキリスト教弾圧に抵抗した島原の乱がおこりました。それは、幕藩体制を揺るがしかねないシヨッキングなできごとでした。この事件をきっかけに、幕府は厳しい統制をしいたのですが、寺請制度が徹底され、戸籍が正確に把握されることになりました。

血判改めは、毎年春に区域の住民をそれぞれ



高草郡下味野村穢多宗門御改帳(13)

違反する者でないといふ起請文に血判させました。これは年一度の数力村及至十数ヶ村が集まる大集会で、関係役人・村役人の立ち会

いのもとで、子どもや老人を除いて行われました。これを主宰するのは大庄屋格の「宗門庄屋」で、彼等は血判に基づいてそれぞれ構内村々の「宗門改帳」をつくり、これに旦那寺の頭印を押し差し出しました。

えた・鉢屋（警吏の末端を担った役）については、本村のものと切り離して、別帳に認めるということになっていました。「宗門改帳」の

遊水池近くであることが推測されます。村の中心地は、微高地になっており、集落が形成されています。「△」の印は、一戸の家屋を表していますが、狭い敷地には、二〜三軒の家屋がみられ、密集している様子がわかります。

一般的に、被差別部落はすべて貧しく、劣悪な土地しか持たされていないようなイメージがありますが、天保期の絵地図には、えた身分の「上田」所有もみられます。その当時の水田は、収量に応じて、「上田」「中田」「下田」などのランクがつけられていました。

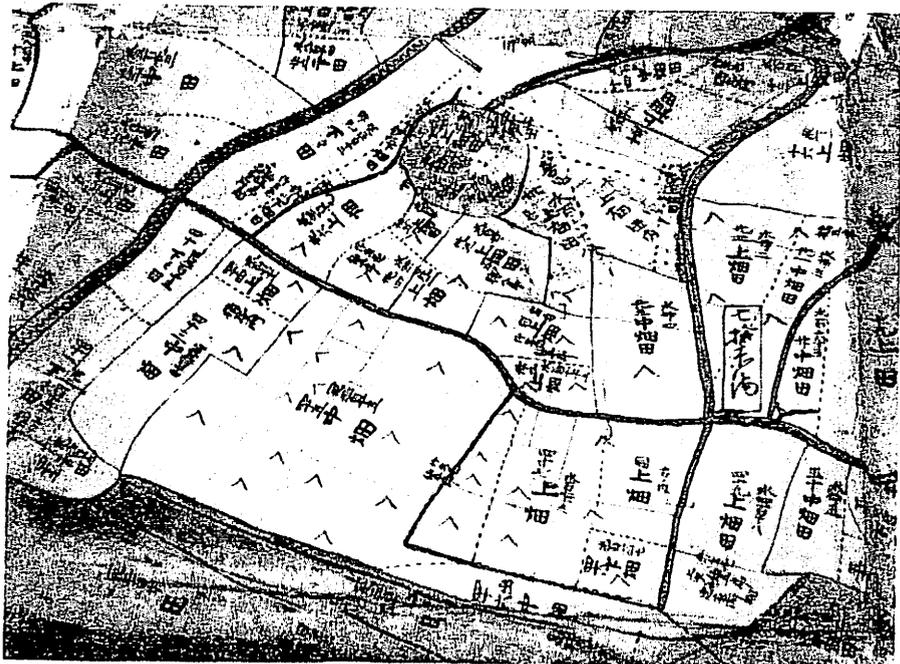
「えた」身分の土地所有の過程については不明ですが、下味野の場合には、何人かの頭が存在に着目することが出来ます。嘉永二（一八四九）年、野坂村の卯兵衛が死牛馬の処理権をえた頭に願い出た文書（二五）には、八東郡「孫太夫」と下味野村「与八郎」との連名が見られます。百姓が皮革の権利に関わっていたこともわかります。この文書で高草郡の「旦那場」（牛馬皮処理権利のある区域）では、「与八郎」が死牛

内容ですが、旦那寺・年齢・名前を一軒ずつ並べて書き、名前の上に旦那寺の印形（頭判）を捺すようになっていました。この帳の場合は、五年分の頭判が押してあり、五年ごとに更改されました。また、出生・死亡・戸籍上の出入りがあった場合、その理由も記されています。

弘化二（一八四五）年の改帳から、当時の村の人口がわかります。下味野は六十五軒で、人口は三六四人でした。弘化二年から嘉永二年の間は、飢餓や流行病による死者の目立ちはありませんが、年貢未進による追放や家族の行方不明が多かった様です。

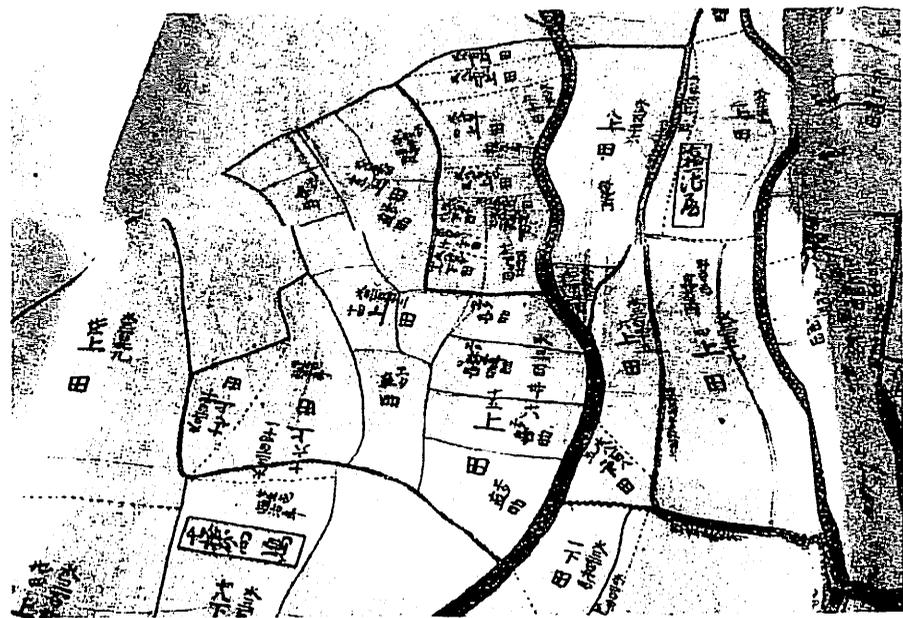
（四）下味野と土地所有（四）

今から百六十・七十年前、天保期ころの下味野は、現在と同じように北川沿いに集落を形成していますが、北川は、現在よりもかなり下流域が広く、青く塗られた川に囲まれて「下田」「下畑」と記されていることから、湿地帯か、



馬の権利について関わりを持っていたことが推測されます。与八郎自身も土地を所有しておりますが、「組合帳」における「与八郎組」の中にも、「上田」を所有している人物が見られます。下記の図の、「長助」「弥三郎」がそれで、所有地は収穫量の多い「上田」となっています。えた頭「孫次郎」の配下で、皮革の権利に関わり、財力をもっていた者が存在していたと考えられます。それが、年貢未納による追放や逃散により放棄された荒田、あるいは金銭にて売買された土地を徐々に購入することで、資産を増やしていったのではないかと考えられます。

幕末の農村では、経済活動が活発になる一方で、このような状況も多く見られました。八東郡の「孫太夫」なる家のように、十数町もの土地を所有する名望家の存在も明らかになっていきます。しかしながらこのような事例は極一部で、多くの村人は土地を所有することはできませんでした。また、せっかく所有していても、年貢皆済のために売ってしまう場合もあったようです。



土地所有の状況 (直助・喜助・弥三郎・長助) ・天保14(1843)年(16)

(五) 厳しい請免制

鳥取藩における租税の徴収方は「請免制」といわれるものでした。豊凶にかかわらず定額の年貢を取り立てるもので、自分の財産を売り払ってでも必ず納めさせるものでした。それができない場合は、土地を取り上げられ、追放という厳しい処分が科せられました。取り立ては大庄屋に任せ、村単位とする責任体制(村請制)が確立されていきました。そのような中で、部落の人々も年貢の皆済を強いられていました。

文政九(一八二六)年二月二日の「在方諸事取捌帳」には、年貢不足の村が、その皆済に向けてどう対応したかが紹介されています。(二七)

高草郡服部村と下味野両村で去年の秋、年貢不足人が多くあり、正月に入っても勘定の見通しがたらず、藩は下吟味役宮崎政八と前田六左衛門を派遣、正月二十三日、当村役人を呼びだし、吟味を遂げました。服部村の彦兵衛の不足

は五十石余、同村又左衛門は十石余、下味野村の不足は十人、同村の赤池えたも大方全員不足していた。下味野の場合本村は親類の助力、赤池の場合は「頭廻し」久右衛門、弥七郎、助次郎の三人の請合によって皆済のめどが立った。依って関係者の呼出し吟味は御免となった。

どこのムラでも、年貢上納に難渋をきわめていましたが、ムラを単位として行われていた年貢の勘定に当たって、本村と下村(赤池)がそれぞれ別の対応をしています。特に赤池の場合は、頭回しを中心に、村全体で助け合って年貢不足を補っています。いずれにしても、当時の部落の人々は、一般の農民と同じように農業に従事し、同じように年貢を支払っていたのでした。

四 明治以降のようす

(一) 分教場の建設と「寛 雄平」

下味野には、本村の「寛 雄平」の寄附をきっかけに、「分教場」が建設されていきました。寛氏は篤志家としてかなり研究されている人物であり、全国で初めて農繁期の季節保育所を開設した人物です。教育についても情熱を注がれ、寄附事業にもたくさん取り組みました。その業績については、美穂小学校校長安藤重幸氏が記した寛氏の資料に「分教場の建設」に關わる記述があり、その當時を推察することができます。しかしその頃は、被差別部落が劣悪な状況であるがゆえに差別を受けているというのが一般的な物の見方でした。したがって、就学率を高めることと、被差別部落の生活改善が主な目的で、真に差別撤廃と部落解放を目指したものはなかったように思われます。というより、そ

れが当時の限界だったと考えられます。

安藤重幸随想録「寛 雄平翁」(二八)

大正五年八月記

「分教場の建設」

(中略)

本村に赤池と称する細民部落がある。本村まで通学するには十七町許行かねばならぬ。従つて、弁当も要る。衣服も彼等が常着では到底他の前に出るに餘りにみすばらしいという様な点から、就学児童は皆無なのである。今の時勢に是ではと翁は非常に憂へて、茲に分教場を建設せんとして金貳百円を寄附した。その寄附願全文を次に掲げよう

寄附願 (原文ノママ)

抑々明治八年より聊か經濟を預かりしより本年に至るまで凡そ廿四年間苦慮を廻らし其年間或は精神の微弱よりして時としては愚意もなまり居候得共漸く左の金額を積算し依つてこ

の際尋常小学校生徒に対し布衣寛雄平の愚意を
尽くさんことを希望するなり

金 貳百円 也

内訳 金拾五円 靴代 金貳拾五円 革靴代

金六拾円 絹羽織代

金參拾円 絹張蝙蝠傘代

金五拾円 絹袴代

金貳拾円 絹帯代

貳百円也

明治三十一年十月十九日美穂村大字下味野寛雄平
美穂村長 近藤 寅次郎殿

とある。かくて分教場の建設方を村当局に
懇懇した村会は、其の高志を感謝してその請
を納れ遂に建設に着手することになったのであ
る。然るに該部落の人々は、其を曲解してそ
の工事に妨害を加えるものもあった。そこで、
翁は自身監督旁々工事の手伝いをして漸く落
成するに至ったのである。今に於いては先きに
妨害を加えたものまでその好意を感謝して居る

のである。(中略)

「細民部落の開発」

美穂村字に赤池と称する細民部落がある。そ
の「赤池」の名は、旧鳥取城の勇士赤池氏が豊
臣秀吉の圍を突破して出で遂にこの地に在宅
してからその名を称したのであるから、東京の
乃木坂東郷坂と同じ意味のものである。同部落
民この「赤池」ということを嫌忌するそうであ
るが却つて名譽の標号であるということを一寸
茲に記してその妄を啓いて置く。

そして該部落民は三百年程前迄は服部の庄の
東北くぼ地に居たが、海嘯(つなみ)の難に逢
い避けて現地に移住したものである。その民
は、遊惰に忸れて租税の滞納者や乞丐の徒が多
く就学児童の如き殆ど入学せしめず風紀の類
民心の疎懶に至つては実に言語に絶するものあ
りしより、翁は深くそれを愍んで嘆き、渥き
聖代の恩澤に浴びせしめ教育の恩恵を悟らしめ
んと分教場設立の必要を唱え、之が建設費とし

て金貳百円を寄附したことは、既記のごとくであるが、翁は尚是のみに止まらず、大に風紀の振肅矯正に努めた。

乃ち、学校職員及び役場吏員と相図つて「相依会」という会を設立した。「相依」の語は「真俗相依」という佛典から出た語であるが、それは本部落が皆浄土真宗の信者であるからである。而して明治三十四年以來毎年数回村民を集合せしめて、僧侶並に知名の士を聘して精神上の訓化に資したのである。勿論講師の招聘謝礼金や会の雑費は全部翁が負担していた。しかも翁はこの相依会にも分教場記念日にも一回だに欠席したことではなく、自身出席して矢張り諄々と村民に誨へたものだ。



寛 雄平(19)

絶ち、滞納処分を受くるものもなくなったのは、一面時勢の進運にともなう自然の趨勢というものもあるかも知れないがその然らしむるに至つたといふことは、全く翁の誠意ある努力によるものである。実に翁が本部落の開発について、其の精神を労したことは幾何なることかを知らない。而して翁は、徳化により最近本村青年会が自覚して大いに村治のため且つ精神修養のために活動せんとするに至つたのは、誠に喜ぶべき所である。本部落民及び青年会が如斬て、翁の遺徳に酬いんとするに到つたのは、翁の生ける訓化によるもので本村氏たるものは益改善して翁に対する深い感謝の意を表するとともにその実を顕はすに努力せねばならぬ。

全国で初めて保育所を開設し、地域の教育振興に多大な業績をあげた寛氏の志は高貴なものがあつたことは間違ひはないであろう。ただ、この当時の考え方は、劣悪な状況であつた部落を、いかに改善するかが日標であり、生活実態

がよくなれば差別を受けなくなるというのが、一般的な社会意識であつたようです。

「分教場」では四年生まで六十名ほどの児童が学んだようですが、その建設と存在は、村にとつて後世に大きな文化資産を残したことは間違ひなく、後の「公会堂」建設につながるものであつた考えます。

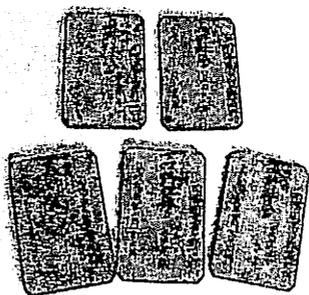
「分教場」は大正十年、美穂尋常高等小学校に併合され、廃校となつています。



下味野公会堂・現老人会館

(二) 「公会堂」の建設と上田三蔵

下味野には、現在「老人会館」として使用されている建物があります。大正末から昭和初期にかけて寄附を募り、「公会堂・教会所」とし



氏子札(20)

て建設されたものですが、その建設に中心となつて尽力されたのが、上田三蔵です。

上田家の経済力

上田家に残る「氏子札」によると、父久三郎は文政六(一八二三)年の生まれで、三蔵は、

久三郎の四男として、明治二(一八六九)年に生まれています。

上田家は代々多角的に事業を展開しており、近隣の庄屋檀那衆から米を買い付け、遠く県外まで売りさばくという商いをしていました。上田家には他にも、酒の醸造許可証や塩の専売、牛の種付けの権利など、証となる物が多数保管されています。その事業面や経済的な面については、現在資料を分析中です。

なぜ、被差別部落にあつて、そのような事業が展開できたのかは不明ですが、前述の幕末期における土地所有のように、経済的な基盤を徐々に確立していき、このような事業が可能になったのではないかと推察されます。また、差別意識がまだまだ強かつたであろう時代において、寄附や伺い書等における表現などから察するに、庄屋衆を「檀那樣」と奉りながら、その関係に配慮をしながらもたくましく事業を展開されていたのではないかと推測されます。地域における感情も、差別意識と経済的なつながりとは別物ではなかつたかと考えられます。



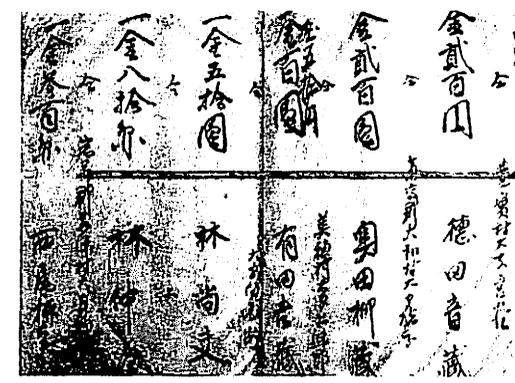
上田三蔵功勞記

その当時、部落外の庄屋衆と経済的によ

うに結びついていたのかは調査中ですが、米の商いに関しても当時莫大な金銭がやり取りされているなど、経済的にはかなり信頼されかつ、地域経済の要となつていたようです。

活動の転機

しかし、上田家の事業も、大正の洪水（大正七年か九年）によつて、莫大な損失を受けました。鳥取市内にある米倉が水につかり、千五百俵余りの米俵を失うこととなつたのです。これを契機に、上田家は米の商売からは撤退しようです。その後千代河原に柳の木を植え、「柳こおり」の原料



公会堂建設寄附台帳(21)

として出荷し、村の人々にも恩恵をもたらしたということとです。この頃から、三蔵氏は、村の生活改善に取り組み始めたものと考えられます。「公会堂」建設については、二冊の寄附帳により、その熱烈な取り組みを伺うことができます。大正十二（一九二三）年十一月に趣意書が作成されていますが、寄附者の氏名には、近隣の農家や経済人であるとか、県内ほとんどの学校の校長名などが列記してあります。



寄附台帳と領収書(23)

「海上の魔王」と評された、日本のトロール漁業の創始者である岩美町大谷の奥田亀藏氏であるとか、応援者として、県知事以下各役職の名前も見られました。また、鳥取県で初

金五圓也 橋崎繁藏
金五圓也 橋崎繁昌

めての被差別部落出身教員で、教職からの排斥を受けた橋崎繁藏氏(三三)の署名もありました。その寄附台帳は、昭和六年七月八日の日付で会計は閉められていましたが、時期的に教職からの排斥事件後のことでもあり、橋崎氏は当時どのような立場でこの事業に関わっておられたのでしょうか。

融和政策の中で

当時の新聞によると、部落改善事業は内務省による「細民調査方針」明治四十四（一九一一）年、あるいは改善費の計上など、生活改善を目標とした国の政策も行われるようになります。鳥取県では、大正六（一九一七）年に佐竹知事による「細民部落改善方針」が出され、大正七（一九一八）年には「細民部落改善補助規則」

が作成されています。大正十一（一九二二）年の「地方改善要項」は、県民すべてに対して、融和政策の推進を求めたものでした。「被差別部落を改善すると共に、部落に対する因習的觀念を打破し相互の親和を計ること」が重要な実行準則とされていました。寄附帳にある応援者というのも、そのような状況から、政策的なものも考えられます。

このように国の政策が展開されていた時代でしたが、「融和政策」や「解放運動」は一般的にはどのような受けとめられていたのでしょうか。その当時は、全国水平社の創立大会（大正十一年）のように、部落民自身による解放運動が活発になってきた時代でもありましたが、新聞などのマスコミは、水平社の設立には否定的な表現を多く用いており、水平社の運動については絶えず監視の目が行き届いていました。

大正十二（一九二三）年二月二十二日の「鳥取新報」の紙面では、「赤池戸主会」について報じ、鳥取警察署長以下の来賓者が、「自治的

に立派に改善向上を図る決議文」を舞台上に張り付けた行為を喜んだとありました。政策に呼応した動きについては、大いに歓迎されたのでしよう。「融和政策」は取り組まれても、解放運動は認められていなかったのが、当時の世相だったのでしよう。

大正十一（一九二二）年に、県は地方改善委員会を「一心会」と改称していますが、会長には市町村長が、副支部長には警察署長が任命されています。しかしながら、当時の佐竹知事は、融和事業に熱心であったことも事実であったと考えられます。橋寄氏の鳥取師範学校入学に際して、反対意見を退け、入学を認めるように懇請したことも事実でした。そのような時勢に、「公会堂・教会所」の建設の趣意書が出されたのでした。

では、そのような差別の厳しい状況にあつて、上田氏はどうのようにして寄附を募っていったのでしょうか。

昭和二（一九二七）年の奥田氏の寄附に対す

る領収書とともに三蔵氏の名刺が見つかっていますが、肩書きとして「美穂村会議員」と記されており、大正十四（一九二五）年十月の美穂村選挙では、十五名中一番当選を果たしています。そのような社会的な地位と、経済的な交友の広さから、多くの人々から寄附を募ることができたのではないかと考えられます。融和政策の中の流れに乗りながら、独自の人脈と社会的な地位を利用しながら、活動を展開されていたのではないかと推測できます。

建設と竣工

公会堂の建設とその竣工は、寄附帳に記された記録から次の通りです。

大正十二年十月一日 本堂建築
寄附の初まり

大河チハ釜口大工 三十日
次に横枕大工 中村忠造 六十日
本堂ノ建マエ 大正十三年新五月五日

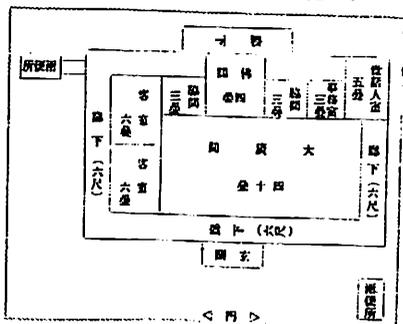
ヨリ 七月二十八日迄 三ヶ月
本堂造作 大正十四年十一月五日
ヨリ大正十五年一月一日迄 二ヶ月
八頭郡 河原村橋之根元
岡村吉造 弟子二人
となつていきます。寄附については、大正十二年より始まり、昭和六年まで取り組まれています。

公会堂の概要

敷地 三七八坪
建物間口 十間
奥行 七間
間取 八室
総工費 一万一五八五圓

「因伯時報」によれば、上棟式は十月八日に挙行され、総勢五百名もの参会者のもとで、県庁や鳥取警察署から来賓を招き盛大に

美穂公会堂兼説教所之圖



因伯時報 大正十五年十月十日

村民の爲

公会堂を建設

上田三蔵氏の美夢

社会の進歩するに従ひ純朴な思想も敬祖崇仏の信念が日に月に薄らぎやゝもすれば左傾せんとしつゝある世態に深く衝動した気高郡美穂村上田三蔵氏は思想指導の爲去大正十年同部落に公会堂の建設を計画し本年二月竣工しその上棟式を一昨八日挙行した当日参金の男女幼老約五百名に上り広大な公会堂ほとんど立錫の余地なく来賓は県庁並に鳥取警察署員及地方有志付近の寺院僧侶等三十余名にして隣村には目下來県中の京都市本派本願寺一如金理亭遠山正道師及井田県立師範学校長も臨席し午後二時より煙火を合図に挙式終つて講演会を開き井田校長は動機に關し遠山理亭は公会堂と上田氏に關する講演を爲し午後五時開会した因に同公会堂は興行十二三間に間口三十間の広大なもので建築総費額六千五百二十七円四十七銭を要したと

村民の爲

公会堂を建設

上田三蔵氏の美夢
美穂の進歩するに従ひ純朴な思想も敬祖崇仏の信念が日に月に薄らぎやゝもすれば左傾せんとしつゝある世態に深く衝動した気高郡美穂村上田三蔵氏は思想指導の爲去大正十年同部落に公会堂の建設を計画し本年二月竣工しその上棟式を一昨八日挙行した当日参金の男女幼老約五百名に上り広大な公会堂ほとんど立錫の余地なく来賓は県庁並に鳥取警察署員及地方有志付近の寺院僧侶等三十余名にして隣村には目下來県中の京都市本派本願寺一如金理亭遠山正道師及井田県立師範学校長も臨席し午後二時より煙火を合図に挙式終つて講演会を開き井田校長は動機に關し遠山理亭は公会堂と上田氏に關する講演を爲し午後五時開会した因に同公会堂は興行十二三間に間口三十間の広大なもので建築総費額六千五百二十七円四十七銭を要したと

因伯時報 大正15年10月10日 (24)

開催されたとのことです。また、紙面では建築総費は六千五百二十七円四十七銭を要したそうです。この事業は、鳥取県の「社会教育時報」にも紹介されました。

公会堂の果たした役割

「公会堂」には真宗大谷派の「教会所」としての役割がありました。祿浄寺に対しても、布教活動に協力していただくように要請し、次のような返書を受けています。(三五)

一 今般貴村ニ村民ノ思想善導青年修養ノ資料トシテ教会所ヲ建設シ拙寺ヨリ毎月一回布教開座ノ為メ出張スル申請ノ儀ハ承知致候
尚将来本山ノ公認教会所タル様申請致ス可ク候右承諾ニ及候也
大正十二年 釜口祿浄寺住職
十一月六日 権大僧都 佐々木正道

上田家には、宗教関係の本も多数保管されて

いました。その本から教えを写し、教授していたと考えられます。また、公会堂は村の演芸大会や学習会など、娯楽や文化活動の中心となっていたようです。

公会堂と同盟休校

差別事象に対しても、公会堂は拠点となっていました。故前田俊政氏の回顧録によると、四ヶ月という、県内でも例を見ない同盟休校が展開されています。

美穂小学校での同盟休校

「小学校三年の思い出」(三五)

私は、昭和八(一九三三)年四月、その当時の気高郡美穂村美穂尋常高等小学校に入学し昭和十六(一九四一)年三月に高等二年を卒業した。この八年間の思い出は、七十近くになる今でも忘れることができない。つまり人生にとつて、一番頭にたたき込まれる年であるということであろうか。二十歳の前後からこれまでの四

十七年間の記憶はほとんどなく、全くおかしな事である。

その小学校の思い出の中で生涯忘れることができない出来事というのは、昭和十(一九三五)年の秋のことである。毎年行われる村民運動会の部落対抗リレーといえば、必ずと言っていいほど「いちやもん」がついたり、大喧嘩になったもので、この年もスタートが云々、カーブでの追い越しが云々でもめた。それらは、すべて青年と大人のもめ事で、我々児童にはその内容もわからなかったが、問題は帰り道での話から大きく進展した。

それは対抗リレーも終わり、運動会終了後、東下味野のHが便所に入っていたところを、手洗い場でM先生と某部落婦人との会話が耳に入った。

「いつもいつも赤池の連中は文句を付けて喧嘩ばかりする。いだきゆうて、いだきゆうてかなわんわいな。」

「そうですなあ。やっぱり新平のもんらはいだ

きいですなあ。」

「先生らも困られるでしょう。」

この話が、帰途で高学年の先輩に報告されるや、「こりやあえらいこった。絶対に聞き捨てならん。」「M先生をやっつけよう。」ということ、東下味野の全生徒が自宅には帰らずにその足で公会堂に集合した。高等二年、一年の指示で部落の青年会、区長、役員に連絡が出され、一晩中会がもたれた。運動会の後の差別発言を皮切りに、日頃の学校内外の生徒と教師、そして父兄等の数々の部落差別言動が児童・青年・父兄から出され、「差別に対する部落民の怒り」が爆発し、抑えきれない状況にまでなった。ついにあくる日、区長・役員・青年が中心になって、高学年その他部落の代表多勢でH校長のところへ抗議に行った。

「この問題解決までは、東の生徒は学校に来させない。」と申し入れたが、学校側としては部落民を納得させる説得・説明はない。すべての教師に部落差別の体質が満ちていたから（今で

たものである。

私の十歳における経験がすべての私の人生を方向付けたように思う。四ヶ月にわたる盟休で、どれ程学力が低下したとも思わないし、むしろ社会的認識と思想が身に付いた様に思う。（この問題がどのように解決されたかは聞いていない。）

この差別事象に関する新聞記事を調査しましたが、残念ながら該当する記事を見つけないことではできませんでした。というのも、四ヶ月後の昭和十一（一九三六）年二月当時の「因伯時報」「鳥取新報」とも、資料が全く存在しないため、どのような解決に至ったのか詳細は不明なのです。しかし、その当時の様子を知らせておられる方がありました。警官は七人ぐらい来たそうです。また、当時の村の役員と学校の間で話し合いがもたれ、解決したということでした。しかしながら、その後の学校生活は、相変わらず差別が横行していたそうです。

もその体質は本質的には変わっていないと思うが）、部落側では毎晩毎晩全員が集まって協議を重ね、とうとう同盟休校に踏み切った。忘れもしない十一月一日からである。一年生から高二までの全生徒で二〇人くらいでもいただろうか。公会堂と前本石蔵さん宅に分かれて毎日の部落内授業が始まった。授業者も生存中の石田法晃さんをはじめ前嶋坊さん、前嶋嘉市さん（死去）等々であった。

地元の巡查や校長や先生が毎日の如く、区長や役員のところへやってくる。ついには鳥取警察署からトラック一台にサーベルをつけた巡查がやってきておどしにかける。しかし部落の幹部はがんとして聞き入れない。十一月、十二月、翌年の一、二月までまる四ヶ月の盟休は鳥取県の歴史にも前例がなかるうと思う。

それは寒い雪の降る時期に、火の気の一つない公会堂と前本さんの長屋で続けられた。この盟休を経験した児童にとっては大きな思い出と部落差別に対する斗いの教訓を強く叩き込まれ

その後美穂小学校は同和教育に熱心に取り組み、昭和十七（一九四二）年からは千代河原で四年生以上の「合同炊飯キャンプ」によって、仲間づくりによる差別撤廃の教育に取り組んだとされています。この取り組みは各方面から注目を浴びたようですが、「融和」「同情」の心情教育が、当時の同和教育（融和教育といわれていた）の限界であったようです。（三七）

時代はすでに、第二次世界大戦となつていました。国民が心を一つにして戦争に向かつてい



前田俊政氏(28)

たとき、部落差別もなくなっていくような期待もあったことでしょう。しかし現実には、差別がなくなることはありませんでした。

た上田正就氏、資料を活用させていただいた宇田川宏氏、快く資料文献を閲覧させていただいた県立博物館の坂本敬司氏に心から感謝を申し上げます。

五 おわりに

この度、下味野部落史研究会の二年間の成果として「ムラのおゆみ」第一号を発刊することとなりました。今回は、村の歴史の概要を伝えるために、近世初頭から、昭和初期までの内容を幅広く掲載しましたが、第二号では、より掘り下げた研究内容を紹介していきたいと考えております。

この「おゆみ」をご覧になった方が、ご自宅にある資料等に気づかれましたら、担当までご連絡いただけたら幸いです。村の中から新たな資料が発見されれば、今後の部落史研究にも、大変参考となります。

おわりに、作成に当たってご協力をいただいた

(註)

- (一) 鳥取県部落史研究会会長
- (二) 『岩美郡史』著者
- (三) 「下味野歴史調査」山田剛・一九八九年
- (四) 「鳥府史図録」鳥取県公文書館
- (五) 郷土史研究家「部落史調査報告」
- (六) 三好伊平次『同和問題の歴史的研究』
- (七) 『角川日本地名大辞典』31 角川書店
- (八) 『鳥取県史四』二五頁
- (九) 『鳥取県史六』『鳥府志』岡島正義七三九頁
- (一〇) 『資料鳥取藩における被差別部落の歴史』宇田川宏
- (一一) 鳥取県立博物館蔵 加藤家文書
- (一二) 前掲 宇田川宏
- (一三) 前掲 加藤家文書
- (一四) 「下味野、野寺村田畑地統全図」天保一四年 鳥取県立博物館
- (一五) 小谷家文書 山根秀明「幕末維新期かわた村名望家の存在形態」一九九二年

- (一六) 前掲 鳥取県立博物館
- (一七) 前掲 宇田川宏『解放研究とっとり第二号』
- (一八) 鳥取市立美和小学校資料 一九八〇年
- (一九) 『寛一雄平翁』小森一秀著
- (二〇) 上田家資料
- (二一) 上田家資料
- (二二) 新井宏則著『橋寄繁蔵排斥事件』一九九七年
- (二三) 上田家資料
- (二四) 『因伯時報』洞山雅史氏提供
- (二五) 上田家資料
- (二六) 『美和小学校百周年記念誌』一九七三年
- (二七) 『鳥取市教育百年史』
- (二八) 元部落解放同盟中央執行委員 元鳥取市議會議員 一九八九年六二歳で逝去

氏子札
—— 上田家資料目録 ——

(複写済み資料)

米買帳

明治二十二年 上田久三郎

実種買入帳	明治二十三年	上田久三郎	瓦の送付について	大正十三年
各々旦那様ヨリ貰し火事見舞い帳七月十二日火難	明治三十二年	上田三蔵	説教場設立許可願い	大正十五年
手習い帳(二冊)		上田金蔵	説教所承諾書	大正十五年
日記帳	明治三十二年	上田金蔵	教会所概念図	
米穀買入帳	明治三十五年	上田金蔵	教会所用材見積書	大正十五年
種牡牛種付帳簿	明治三十八年	上田三蔵	住職履歴書	
道路の補修	明治三十八年		教会所設計書	昭和二年九月
赤池道路金取扱覚帳	明治三十八年三月	上田三蔵	公会堂寄附領収書	昭和二年(推定)
道路修繕寄附帳	明治三十九年	上田金蔵	上田三蔵名刺	昭和二年
村内契約書	明治四十一年		地主会議資料	昭和二年
講帳	明治四十二年	上田金蔵	種牡牛種附證書	昭和二十五年、昭和三十二年
日記覚帳	明治四十五年	上田三蔵	種付料金支払誓約書	
米台帳	年不詳	上田金蔵	下味野村融通講帳	上田三蔵
金銭出納計算簿	大正六年	上田三蔵	松本定次郎頼母子講通	上田三蔵
精米請求書	大正十一年		柳にかんする台帳	大正十三・十四年
出張承諾書	大正十二年十一月		借用書 松本源十郎	上田正夫
寄附帳二冊	大正十二年十月		(未複写資料・文献)	
仏像交付に関する副申	大正十三年		米台帳	年不詳
美穂村議會資料	大正十三年		正信倡 (教本)	
			戸籍記録	上田金蔵

老人日産附近メ覚帳	明治四十年	上田氏	孟子 柏原屋清右衛門	寛政五年発行
日雇人別帳	明治三十四年	上田金蔵	日本地誌略字引	
経文 松本定治郎	明治三十四年		日本略史	
経文			尋常小学校修身書	昭和二年
二十四輩敵討つ也	明治十一年	山田亀蔵	手習い本	
蓮如上人御書記	明治十六年	山田亀松	随一用文書	
安部仲丸入唐記・金鳥玉免集	赤池後屋孫左衛門		証券文類聚	
上田三蔵手習い帳				
親鸞聖人御伝記	天和三(一六八三)年写			
俳句集	弘化五(一八四八)年			
童用書(習字の手本)	文久三(一八六三)年			
国史略一、七				
近思録 五冊				
惠燈大師元蓮如上人ノ御一代記 上・中・下				
副区長証書	昭和二年	上田君子		
区長証書	大正十五年	上田君子		
副区長証書	大正十四年	上田金之助		
組長	大正八年	上田政雄		
宗祖見真大師 元親鸞聖人箱根御別レ御物語				
習字帳 七冊				

下味野部落史研究会の念願であった「あゆみ」の第一号を発刊することができ、ここに部落史研究の大きい一歩を踏み出した感があります。「上田家文書」の発見から十三年が過ぎましたが、現在はその文書の活字化に取り組んでおります。また、大正期の「公会堂の建設」であるとか「同盟休校」については、今後聞き取り活動を展開しながら詳細をまとめ、定例研究会等で紹介していく予定にしております。

さて、中世後期の伝承を持つ下味野の歴史は古く、「在方諸事控」や「在方諸事取捌帳」などの藩政資料の中にも、その記録が数多く残されています。したがって今後は、すでに公表されている資料に関して、視点を変えて検討したり、人物に焦点を当てて関連づけるなどの方法により、新たな考察を試みたいとも考えております。現在視点を変えた部落史の見直しが叫ばれておりますが、従来のイメージにとらわれないで、部落史を多面的に捉える意味において、このような作業に今後も取り組んでいくとともに、新たな在方資料の発掘に努力していきたいと思っております。

「ムラ」の人々は、ただ単に「社会外に置かれた別の存在」であつたのではなく、「幕藩体制の司法体系内に組み込まれた」存在であつたと同時に、農耕を営み年貢も納めていた人々でもありました。資本主義的な経済活動が活発であつた頃の「ムラ」には、豊かな側面もあつたことと推察されます。それが、明治維新によってどのように生活が変化していったのかなど、今後とも明確にされなければならぬ課題も多く残っております。次号では、より先人の生き方が実感できるようなものをご報告できたらと考えております。

二〇〇一年七月

下味野部落史研究会幹事 橋詰勝人・川口寿弘

■ 下味野部落史研究会・入会のご案内 ■

当研究会は下味野を中心とした被差別部落の歴史と文化を調査研究し、部落解放に資することを目的として、会員の研究成果をもちよる合評会（毎月開催）を中心に活動を展開しています。

さらに、鳥取県東部地区の地域部落史研究者の情報交換・交流の場として広がりを見せています。また、「鳥取県部落史研究会」や西部地区の「鳥取の部落史研究会」とも連携をはかり、研究をすすめています。

自ら汗を流し地域の部落史を掘り起こしていくことに熱意を持った方々、そして、趣旨に賛同し活動を支えていただける方々を募集しています。

ぜひ参加していただき、部落解放に向けて共に取り組んでいきましょう。

■ 研究会員・個人またはグループでテーマをもち、調査研究活動を行い合評会で報告していただきます。

・会費 2,000円（年額）

■ 賛助会費・会の運営をささえ、合評会に参加していただきます。

・会費4,000円（年額）

連絡先

事務局 鳥取市立下味野隣保館
(担当/川口)

TEL/FAX (0857) 53-1542

E-MAIL kaihou@hal.ne.jp

研究同人

石田重幸 磯部一章 上田寿美 奥田一仁 川口賢司 小森治比古 坂口俊広
霜村 新 高田明美 田中繁美 鳥越正三 土井 款 中田日出男 中谷一朗
西本憲政 半田利雄 福田和博 福田千都也 福田実弘 藤本 誠 藤原政恒
古田久憲 洞山雅史 前田清範 前田政人 山根 恒 山根 誠

(2000年度 研究会員)

編集委員

山田 剛 福田孝幸 橋詰勝人 川口寿弘

創刊号 とっとり地域部落史研究
「ムラのあゆみ」1

2001年7月10日 印刷

2001年7月15日 発行

編集・発行 下味野部落史研究会

〒680-1165

鳥取市下味野1058-3

鳥取市立下味野隣保館

電話・FAX 0857-53-1542

印刷 有限会社 福井印刷

電話 0857-37-4669

頒価 500円